

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 災害対応型自動販売機設置事業者募集要項

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所が行う災害対応型自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

| 物件番号 | 所在地（住居表示） | 設置場所 | 設置面積 | 台数 | 最低使用料（年額） | 位置 |
|------|------------------|----------|----------------|----|-------------------|----|
| 1 | 大阪府吹田市千里万博公園1番1号 | 万博記念ビル1階 | 0.5㎡以上 1㎡未満 | 1台 | 17,300円 (税抜き額) | 別図 |

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

(2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑦までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実

- 施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 大阪府が実施した行政財産の使用許可にかかる公募において、事業者として決定された後にその決定を取り消された者又は使用許可を受けた後に使用許可を取り消された者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。令和4年4月1日以降も継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として、1年毎に申請を行うことにより、最長で令和8年3月31日までの間、継続して使用許可を受けることが出来ます。ただし、公用及び公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して、支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

また、継続を希望しない場合は、その旨を許可期限の3か月前までに大阪府に届出る必要があります。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料（税抜き額）以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を加算し得た額（10円未満切捨て）をもって年額使用料とします。

使用料は、年度ごとに大阪府の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入していただきます（使用料は前納）。

なお、設置事業者の理由により許可期間中に自動販売機を撤去した場合、既納の使用料の還付は行いません。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担により電気量子メーターを設置していただきます。また、使用開始日と毎年度末日に設置事業者による検針を行い、府に電気使用量を報告していただきます。

電気使用料は、報告のあった指示値により計測した年使用量に、電気事業者からの請求に基づく変動単価（税込）の平均額（小数点3位以下切捨て）を乗じて積算して得た額とします（円未満切捨て）。また、電気使用料は大阪府の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入していただきます。

④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

① 自動販売機は、全て災害対応型自動販売機（フリーベンド）とすること。

1) 設置事業者は災害時に際し、避難者に対し災害対応型自動販売機内の在庫飲料を提供することとし、大阪府から要請があった時、協力するものとする。（※フリーベンドの仕様については、メーカー標準仕様とする。）

2) 避難者が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫すること。

3) 災害時における当該自動販売機の取扱い等について、別途、大阪府と協定等を締結していただきます。

② 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期限までに確実に納付すること。

③ 使用期間中に2（3）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

④ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

⑤ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。

⑥ 酒類の販売は行わないこと。

⑦ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと（契約当初に価格一覧表を提出していただきます）。

⑧ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

| 販売品目の条件 |
|--|
| 販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のいずれかを含むこと。 |

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル（処分）すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震や悪戯による転倒防止等の安全策を講じること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

(5) 事業報告

設置事業者は、毎年度事業終了後、30日以内に月別売上数量について大阪府に報告してください。

4 参考データ

①自動販売機の売上状況

令和元年12月から令和2年11月までの期間の万博記念ビル自動販売機1台分の売上本数合計（設置事業者報告） 3,434本

※売上を保証するものではありません。

② 万博記念ビルの従事者数

約75人（万博公園事務所職員約39名、ビルテナント約36名）

5 質問及び回答

- (1) 質問受付期間 令和3年2月1日（月曜日）から令和3年2月8日（月曜日）
午前10時から午後0時15分、午後1時から午後5時
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- (2) 質問方法 質問書（別添様式）により、E-mail又はFAXにて提出してください。
E-mail: bampakukoen-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp
FAX: 06-6877-3338
- (3) 質問書への回答 提出のあった質問書への回答については、令和3年2月12日（金曜日）に、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所の下記ホームページに掲載する予定です。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/shokai.html>

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

■郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること）

申込受付期間 令和3年2月1日（月曜日）から令和3年2月15日（月曜日）
必着

送り先 〒565-0826

大阪府吹田市千里万博公園1番1号 万博記念ビル4階
大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課 あて

■持参する場合

申込受付期間 令和3年2月1日（月曜日）から令和3年2月15日（月曜日）

午前10時から午後0時15分、午後1時から午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪府吹田市千里万博公園1番1号 万博記念ビル4階
大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課 で受付

(2) 応募に必要な書類（各1部）

- ①応募申込書（大阪府所定様式）
- ②誓約書（大阪府所定様式）
- ③販売品目（大阪府所定様式）及び設置予定機のカタログ
- ④2(3)にかかる許認可等の免許の写し

(3) その他

- ①電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。
- ②応募書類等は必ず封筒に入れ、綴じ目を塞ぐごと。

7 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申込みを行った者として、販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いの下、くじにより決定します（日時等については、当該応募者にのみ連絡します）。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和3年2月22日（月曜日）の予定です。なお、設置事業者に決定した者へは、通知するとともに、別途連絡します。

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和3年3月3日(水曜日)までに、下記の行政財産使用許可申請書類を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(7)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請書類》(各1部)

- ① 行政財産使用許可申請書(大阪府指定様式)
- ② 設置する自動販売機のカタログ(寸法・消費電力のわかるもの)
- ③ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)
 - <法人の場合>
 - ・ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
 - ・ 役員名簿(氏名及びその読み仮名、生年月日等が分かるもの)
 - ・ 印鑑証明書
 - <個人の場合>
 - ・ 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
 - ・ 印鑑証明書(市役所(町村役場)発行のもの)
- ④ 自動販売機の管理関係証明書(大阪府所定様式)
- ⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

10 個人情報の収集及び提供

設置事業者が決定した者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、設置事業者が決定した者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

11 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

【募集に関する問い合わせ先】

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課

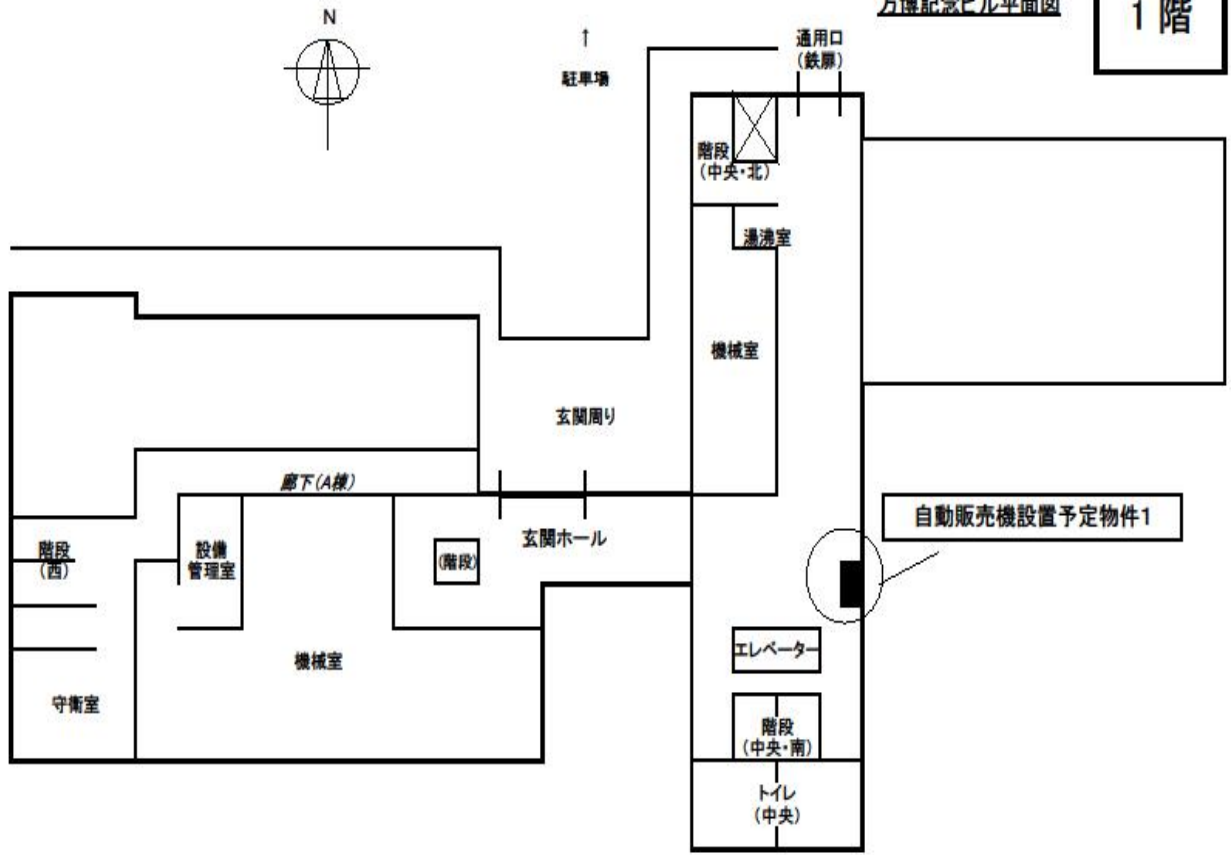
大阪府吹田市千里万博公園 1 番 1 号 万博記念ビル 4 階

電話：06-6877-3337

(午前10時から午後0時15分、午後1時から午後5時、土曜日、日曜日、
祝日を除く)

万博記念ビル平面図

1階



応 募 申 込 書

令和 年 月 日

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所長 様

住 所 (所在地) (〒 -)
氏 名
法 人 名
代表者名 (印)
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

災害対応型自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

| 物件 番号 | 所在地 (住居表 示) | 設置場所 | 設置 面積 | 台 数 | 応募価格 (提案使用料) | | | | | | |
|----------|--------------------------|--------------|--|--------|--------------|--|--|--|---|---|---|
| 1 | 大阪府吹田市 千里万博公園 1番1号 | 万博記念ビ ル1階 | m ² (0.5~1 m ² 未満) | 1 台 | | | | | 0 | 0 | 円 |

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額 (12か月) 使用料 (税抜き額) とし、百円単位で記入してください。なお、応募価格 (税抜き額) に消費税及び地方消費税相当額を加算した額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 金額は右詰めで記入し、数字の頭には「¥」を記入してください。

2 添付書類

- ・誓約書 (大阪府所定様式)
- ・販売品目 (大阪府所定様式) 及び設置予定機のカタログ
- ・法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓 約 書

私は、大阪府が実施する災害対応型自動販売機設置事業者募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

また、私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、災害対応型自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 災害対応型自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載することに同意します。
- 4 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 5 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 6 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 7 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

令和 年 月 日

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所長 様

住 所 (所在地)

し めい
氏 名

ほうじんめい
(法人名)

だいひょうしゃめい
(代表者名)

㊞

【事業者名： 】

販 売 品 目

| メーカー名 | 商品名 | 規格 | 標準価格 (円) | 売値 (円) | 備考 |
|-------|-----|----|-------------|-----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価（税込）、売値（税込）を記載する。
2. 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所長 様

住 所 (所在地) (〒 -)

氏 名

法 人 名

代表者名

ⓐ

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

| | | | |
|------|---|------|----------|
| 物件番号 | 1 | 設置場所 | 万博記念ビル1階 |
|------|---|------|----------|

【個別業務の実施企業名】

| 業務区分 | 企業名/担当所属 | 連絡先 (電話番号) |
|------------|----------|------------|
| 自販機の所有者 | | |
| 設置管理責任 | | |
| 故障時の対応 | | |
| 商品の補充 | | |
| 売上代金の回収 | | |
| その他 () | | |
| その他 () | | |

※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

質 問 書

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課 宛

E-mail : bampakukoen-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

FAX : 0 6 - 6 8 7 7 - 3 3 3 8

令和 年 月 日

質問者名 _____

「大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 一般競争入札（大阪府日本万国博覧会記念公園事務所災害対応型自動販売機設置事業者募集要項）」の内容について、次のとおり質問します。

| | |
|-------------|--|
| 部署名・担当氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX 番号 | |
| E メールアドレス | |
| 質問内容 (1) | |
| (2) | |

* 2問以上ある場合は、コピーしてください。